

山口県報

平成23年
3月31日
(木曜日)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	税	歳入	金額
1 県			139,647,260
		1 県民税	49,357,998
		2 事業税	20,789,891
		3 地方消費税	29,989,000
		4 不動産取得税	2,162,229
		5 県たばこ税	2,428,000
		6 ヲルノ場利用税	632,000
		7 自動車取得税	2,040,000
		8 軽油引取税	13,498,846
		9 自動車税	18,516,296
		10 鉱区税	9,000
		16 狩猟税	32,000
		17 産業廃棄物税	192,000
2 地方消費税清算金			26,159,000
		1 地方消費税清算金	26,159,000
3 地方譲与税			20,652,000
		1 地方法人特別譲与税	17,334,000
		2 地方揮発油譲与税	3,108,000
		3 石油カ又譲与税	199,000
		5 航空機燃料譲与税	11,000
4 地方特例交付金			1,687,000

目次

○公告

平成二十三年度山口県予算の要領の公表(財政課).....一

平成二十二年度山口県補正予算の要領の公表(財政課).....一五



(七八)平成二十三年度山口県予算の要領の公表

平成二十三年三月三十一日山口県議会各派別会派及び議決を以て議決を以て平成二十三年度山口県予算の要領の公表を以て附記する。

平成二十三年三月三十一日

山口県長 二井 隆 成

平成23年度山口県一般会計予算

平成23年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ746,403,083千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為

をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による(地方債)

平 成 23 年 3 月 31 日 木 曜 日		帳 目		外 (17)	
5	地方交付税	1	地方特例交付金	1,687,000	
		1	地方交付税	176,000,000	
6	交通安全対策特別交付金	1	交通安全対策特別交付金	514,000	
7	分担金及び負担金	1	分担金	4,408,038	
		2	負担金	330,391	
8	使用料及び手数料	1	使用料	4,077,647	
		2	手数料	7,845,533	
9	国庫支出金	1	国庫負担金	5,383,993	
		2	国庫補助金	2,461,540	
		3	国庫委託金	80,900,418	
10	財産収入	1	財産運用収入	35,109,886	
		2	財産売却収入	44,326,567	
11	寄付金	1	寄付金	1,463,965	
12	繰入金	1	特別会計繰入金	1,834,580	
		2	基金繰入金	611,755	
14	諸収入	1	貸付金元利収入	1,222,825	
		2	受託事業収入	6,700,000	
		3	延滞金、加算金及び過料等	6,700,000	
		4	預金利子	66,453,310	
		5	利子割精算金収入	6,403,265	
		6	雑収入	60,050,045	
15	県債	1	県債	94,815,344	
		1	合計	86,099,219	
		1	歳入	703,341	
		1	歳出	378,081	
		2	農林水産業費	2,856	
		3	労働費	23,000	
		4	衛生費	7,608,847	
		5	民生費	118,786,600	
		6	議会費	118,786,600	
		1	総務費	746,403,083	
		1	議会費		
		2	総務費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		
		6	農林水産業費		
		1	議会費		
		2	総務費		
		3	民生費		
		4	衛生費		
		5	労働費		

7	工 業 費	5	水 産 業 費	6,499,183
		1	商 業 費	79,719,365
		2	工 業 費	2,143,958
		3	観 光 費	76,538,775
		4	工 業 用 水 道 費	729,913
8	土 木 費	4	工業用水道費	306,719
		1	管 理 費	115,509,855
		2	道 路 橋 り よ う 費	15,478,762
		3	河 川 海 岸 湾 計 画 費	36,911,406
		4	都 市 計 画 費	19,030,082
		5	都 市 計 画 費	9,728,885
		6	住 宅 計 画 費	25,333,540
9	警 察 費	6	住 宅 計 画 費	9,027,180
		1	警 察 活 動 費	40,106,453
		2	警 察 活 動 費	37,345,203
10	教 育 費	2	警 察 活 動 費	2,761,250
		1	警 察 活 動 費	151,060,631
		1	教 育 総 務 費	15,844,867
		2	小 学 校 費	45,730,630
		3	中 学 校 費	27,926,595
		4	高 等 学 校 費	36,257,009
		7	特 別 支 援 学 校 費	11,842,116
		8	社 会 教 育 費	1,887,132
		9	保 健 体 育 費	1,030,745
		10	大 学 学 事 費	987,439
		11	大 学 学 事 費	9,554,098
11	災 害 復 旧 費	11	大 学 学 事 費	6,502,497
		1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,558,235
		2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,784,262
		4	学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	160,000
12	公 債 費	4	学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	107,104,100
		1	公 債 費	107,104,100
13	諸 支 出 金	1	公 債 費	45,185,000
		1	地 方 消 費 税 清 算 金	28,922,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
14 予 備 費	1 予 計		200,000
歳 出	合 計		200,000
1 予 計			746,403,083
2 農 業 近 代 化 資 金 の 融 通 に 係 る 市 町 対 する 利 子 補 給 助 金 及 び 県 利 子 補 給 助 金 及 び 市 町 利 子 補 給	平 成 23 年 度 以 降	(1) 平 成 23 年 度 の 融 資 の 総 額 は、4,250,000 千 円 と す る。 (2) 利 子 補 給 を 行 っ た 市 町 対 する 利 子 補 給 助 金 と す る 融 資 の 総 額 は、年 1.95% を 限 度 と す る 額 の 1/2 に 相 当 す る 額 と す る。 (3) 金 融 機 関 対 する 利 子 補 給 額 は、年 1.7% を 限 度 と す る 額 と す る。	797,000
3 農 業 近 代 化 資 金 の 融 通 に 係 る 市 町 対 する 利 子 補 給 助 金 及 び 県 利 子 補 給 助 金 及 び 市 町 利 子 補 給	平 成 23 年 度 以 降	(1) 平 成 23 年 度 の 融 資 の 総 額 は、年 1.7% を 限 度 と す る 額 と す る。 (2) 利 子 補 給 を 行 っ た 市 町 対 する 利 子 補 給 助 金 と す る 融 資 の 総 額 は、年 2.95% を 限 度 と す る 額 の 1/2 に 相 当 す る 額 と す る。 (3) 金 融 機 関 対 する 利 子 補 給 額 は、年 1.7% を 限 度 と す る 額 と す る。	328,000
4 公 告 防 止 施 設 整 備 資 金 対 する 利 子 補 給	平 成 31 年 度 以 降	(1) 平 成 23 年 度 の 融 資 の 総 額 は、60,000 千 円 と す る。 (2) 利 子 補 給 額 は、年 3.7% を 限 度 と す る 融 資 の 総 額 と す る 額 と す る。	104,000
5 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 資 金 対 する 利 子 補 給	平 成 31 年 度 以 降	(1) 平 成 23 年 度 の 融 資 の 総 額 は、45,000 千 円 と す る。 (2) 利 子 補 給 額 は、年 2.5% を 限 度 と す る 融 資 の 総 額 と す る 額 と す る。	13,231,000
6 漁 業 経 営 維 持 安 定 資 金 の 融 通 に 係 る 市 町 対 する 利 子 補 給 助 金 及 び 県 利 子 補 給	平 成 38 年 度 以 降	(1) 平 成 23 年 度 の 融 資 の 総 額 は、600,000 千 円 と す る。 (2) 利 子 補 給 を 行 っ た 市 町 対 する 利 子 補 給 助 金 と す る 融 資 の 総 額 は、年 0.1% を 限 度 と す る 額 の 1/2 に 相 当 す る 額 と す る。 (3) 金 融 機 関 対 する 利 子 補 給 額 は、年 1.3% を 限 度 と す る 額 と す る。	443,000
7 漁 業 経 営 再 建 資 金 の 融 通 に 係 る 利 子 補 給	平 成 23 年 度 以 降	(1) 平 成 23 年 度 の 融 資 の 総 額 は、400,000 千 円 と す る。 (2) 金 融 機 関 対 する 利 子 補 給 額 は、年 0.1% を 限 度 と す る 額 と す る。	1,357,000
8 漁 業 経 営 再 建 資 金 の 融 通 に 係 る 市 町 対 する 利 子 補 給 助 金 及 び 県 利 子 補 給	平 成 38 年 度 以 降	(1) 平 成 23 年 度 の 融 資 の 総 額 は、500,000 千 円 と す る。 (2) 利 子 補 給 を 行 っ た 市 町 対 する 利 子 補 給 助 金 と す る 融 資 の 総 額 は、年 3.1% を 限 度 と す る 額 の 1/2 に 相 当 す る 額 と す る。	3,000
9 漁 業 経 営 再 建 資 金 の 融 通 に 係 る 利 子 補 給	平 成 38 年 度 以 降	(1) 平 成 23 年 度 の 融 資 の 総 額 は、500,000 千 円 と す る。 (2) 利 子 補 給 を 行 っ た 市 町 対 する 利 子 補 給 助 金 と す る 融 資 の 総 額 は、年 3.1% を 限 度 と す る 額 の 1/2 に 相 当 す る 額 と す る。	200,000

26	地域医療再生計画に 基づく大学医学部に 対する貸付	平成22年度から 平成28年度まで	108,000千円
27	インターネットシ ェアの構築に係る 業務委託等の一括 契約すること。	平成23年度から 平成29年度まで	219,657千円
28	山口県立美術館及 び山口県立美術館・ 浦上記念館に係る指 定管理者の指定す ること。	平成23年度から 平成27年度まで	1,350,000千円
29	自動車取得税及び自 動車税の申告書の受 付及び審査に係る業 務委託の一括契約す ること。	平成23年度から 平成24年度まで	31,709千円
30	委託訓練の実施に 係る業務委託の一 括契約すること。	平成23年度から 平成24年度まで	301,007千円
31	高等産業技術学校 施設耐震化整備事 業の一括契約す ること。	平成23年度から 平成24年度まで	106,434千円
32	障害防止対策事業 の一括契約すること。 (防府北地区幹線排 水路)	平成23年度から 平成24年度まで	80,000千円
33	〃	平成23年度から 平成24年度まで	100,000千円
34	〃	平成23年度から 平成24年度まで	120,000千円
35	防府北地区支線排 水路整備事業の一 括契約すること。 (県道銭壺山公園 線)	平成23年度から 平成24年度まで	120,000千円
36	橋りょう補修事業 の一括契約すること。 (国道47号大島大 橋)	平成23年度から 平成24年度まで	514,500千円
37	港湾環境整備事業 の一括契約すること。 (宇部港)	平成23年度から 平成24年度まで	336,000千円

38	単独港湾改修事業 の一括契約すること。 (徳山下松港)	平成23年度から 平成24年度まで	1,440,000千円
39	海岸防災事業等の一 括契約すること。 (三田尻・中関港)	平成23年度から 平成25年度まで	2,473,000千円
40	都市計画街路整備事 業の一括契約すること。 (宇部湾岸線厚南高架 橋)	平成23年度から 平成24年度まで	450,000千円
41	〃	平成23年度から 平成24年度まで	400,000千円
42	宇部湾岸線厚南高架 橋(上部分工区) 東宮住宅建設事業 の一括契約すること。 (中高層耐火構造)	平成23年度から 平成24年度まで	3,348,261千円
43	長府警察署耐震化事 業の一括契約すること。 警察本部別館耐震化 事業の一括契約す ること。	平成23年度から 平成24年度まで	336,826千円
44	空港維持管理事業 の一括契約すること。 (山口宇部空港)	平成23年度から 平成24年度まで	21,589千円
45	空港維持管理事業 の一括契約すること。 (山口宇部空港)	平成23年度から 平成24年度まで	254,100千円

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当給付事業(総務)	1,824,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
老人福祉施設整備事業	158,000		ただし直し利率見直し後において、当該利率による。	ただし特別のものには、条件を協議して定める。
特殊公害対策事業	20,800		利率の見直し後において、当該利率による。	
県宮かんがい排水改良事業	35,000			
広域営農団地農道整備事業	608,000			
基幹農道整備事業	94,000			
経営体育成基盤整備事業	426,000			

県営中山間地域総合整備事業	184,000	単独道路災害防除事業	388,000
県営農村振興総合整備事業	61,000	単独路側整備事業	232,000
ふるさと農道緊急整備事業	71,000	道路改良事業	3,820,000
県営老朽ため池整備事業	320,000	道路特殊改良事業	4,000
地すべり対策事業(農林)	518,000	過疎地域市町道代行事業	171,000
県営海岸保全施設整備事業	184,000	単独道路改良事業	3,308,000
湛水防除事業	51,000	道路直轄事業負担金	5,144,000
国営農地再編整備事業負担金	31,000	交通安全施設整備事業(道路 管理者分)	1,684,000
広域基幹林道開設事業	289,000	単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	965,000
ふるさと林道緊急整備事業	91,000	橋りょう補修事業	408,000
一般治山事業	806,000	単独橋りょう補修事業	100,000
水源地域緊急整備事業	268,000	道路公社改革推進事業	3,019,000
保安林改良事業	104,000	広域河川改修事業	1,422,000
保全林整備事業	19,000	河川再生事業	44,000
林地荒廃防止事業	68,000	周防高潮対策事業	539,000
小規模治山事業	35,000	河川工作物関連応急対策事業	236,000
広域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	369,000	河川災害関連事業	1,011,000
漁港漁場機能高度化事業	13,000	単独河川改修事業	639,000
漁港海岸保全施設整備事業	165,000	被災鉄道復旧関連対策事業	237,000
水産資源環境整備事業	141,000	自然災害防止事業(河川)	58,000
畜産基盤整備事業	16,000	河川直轄事業負担金	157,000
舗装補修事業	121,000	錦川総合開発事業	508,000
道路災害防除事業	149,000	深川川総合開発事業	65,000
単独道路舗装事業	425,000	小規模生活タム事業	311,000

堰堤改良事業	43,000								
河川総合開発直轄事業負担金	135,000								
堰堤修繕事業	108,000								
高潮対策事業	128,000								
侵食対策事業	51,000								
自然災害防止事業(海岸)	23,000								
土地開発公社改革推進事業	7,462,000								
通常砂防事業	1,583,000								
災害関連緊急砂防事業	38,000								
地すべり対策事業(建設)	169,000								
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000								
急傾斜地崩壊対策事業	668,000								
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000								
砂防災害関連事業	110,000								
単独砂防改良事業	29,000								
自然災害防止事業(砂防)	368,000								
砂防直轄事業負担金	202,000								
港湾改修事業	444,000								
港湾既存施設有効活用促進事業	267,000								
港湾環境整備事業	123,000								
港湾直轄事業負担金	2,402,000								
単独港湾改修事業	915,000								
海岸防災事業	757,000								
空港建設事業	1,000								
都市計画街路整備事業	1,266,000								
単独都市計画街路整備事業	711,000								
都市公園整備事業	4,953,000								
単独都市公園整備事業	49,000								
公営住宅建設事業	1,414,800								
柳井警察署建設事業	499,000								
駐在所等改築事業	86,000								
交通事故防止施設総合整備事業	321,000								
退職手当給付事業(警察)	1,525,000								
校舍改築事業	567,000								
大規模改築事業	1,597,000								
退職手当給付事業(教育)	3,766,000								
特別支援学校施設整備事業	72,000								
土木過年補助災害復旧事業	387,000								
土木過年単独災害復旧事業	53,000								
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000								
土木現年単独災害復旧事業	70,000								
補助港湾災害復旧事業	123,000								
県立学校施設災害復旧事業	60,000								
治山施設災害復旧事業	2,000								
県有施設災害復旧事業	100,000								
臨時財政対策債	51,700,000								
計	118,786,600								

平成23年度母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成23年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ354,018千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	出	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金			330
	繰入金			330
2 繰越金	1 他会計繰入金			100,000
	繰越金			100,000
3 諸収入	1 貸付金元利収入			253,688
	諸収入			253,688
合計				354,018

平成23年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,552,989千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	出	金額
1 母子寡婦福祉資金	1 他会計繰入金			35,701
	繰入金			35,701
2 繰越金	1 他会計繰入金			35,701
	繰越金			35,701
合計				354,018

款	項	入	出	金額
3 繰越金	1 繰越金			1,041,815
	繰越金			1,041,815
4 諸収入	1 貸付金元利収入			2,475,473
	諸収入			2,475,473
合計				3,552,989

平成23年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ717,535千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

款	項	入	出	金額
第1表 歳入歳出予算	歳入			(単位 千円)
	歳出			

款	歳入	歳出	金 額
1 土地取得事業費		1 土地取得基金管理費	1,967
		合 計	1,967
		平成23年度流域下水道事業特別会計予算	

平成23年度山口県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,142,472千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	歳入	歳出	金 額
1 分担金及び負担金	1 負担金		772,035
2 国庫支出金	2 国庫補助金		25,500
3 繰入金	1 他会計繰入金		182,329
4 諸収入	2 雑収入		608
5 県債	1 県債		162,000
	合 計		1,142,472
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費		1,142,472

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	162,000	証書借入金又は証券発行	年8.0%以内	元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別に定める条 件による。

平成23年度公債管理特別会計予算

平成23年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,175,583千円と定める。
(歳入歳出予算)
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	歳入	歳出	金 額
1 繰入金	1 他会計繰入金		106,656,583
2 県債	1 県債		21,519,000
	合 計		128,175,583
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費		128,175,583

1 公債費	1 公債	128,175,583
歳出	計	128,175,583
第2表 地方債		(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	21,519,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、直借資金の利率の見込について、直借資金の利率を当該利率に直し、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものに、ただし、協議して定める条件による。

平成23年度港湾整備事業特別会計予算

平成23年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,803,810千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	1,455,896
2 寄付金	1 寄付金	677,282
3 繰越金		1

4 雑収入	1 雑収入	86,631
5 県債	1 県債	1,584,000
歳入	計	3,803,810
款	出	
1 港湾整備事業費	1 港湾費	3,803,810
歳出	計	3,803,810
第2表 地方債		(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	1,584,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、直借資金の利率の見込について、直借資金の利率を当該利率に直し、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものに、ただし、協議して定める条件による。

平成23年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

平成23年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,848,932千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	歳入	歳出	金 額
1 分担金及び負担金	1 負担金		1,298,410
2 諸 収 入	1 貸付金元利収入		1,522
3 県 債 入	1 県 債 入		1,549,000
	合 計		2,848,932
	出 金 額		2,848,932
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費		2,848,932
第2表 地方債	合 計		2,848,932

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	1,549,000	記書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし直前直後において見直し利率のついて見直し利率を当該の利率に直し、見直し利率による。	元均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし特別のものには、条 件による。

平成23年度就農支援資金特別会計予算

平成23年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,257千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	歳入	歳出	金 額
2 繰 入 金	1 他会計繰入金		16,577
3 繰 越 金	1 繰越金		62,642
4 諸 収 入	1 繰越金		62,642
	1 雑 債		44,038
	2 雑 債		43,965
5 県 債 入	1 県 債 入		30,000
	合 計		30,000
	出 金 額		153,257
1 就農支援資金	1 就農支援資金		153,257
第2表 地方債	合 計		153,257

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就 農 支 援 資 金	30,000	政府予算貸付方法による。	無 利 息	国の定める方法による。
計	30,000			

平成23年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総販売電力量 180,420,000KWH
(2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費 6,900千円
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | | |
|------------|----|-------------|
| 第1款 電気事業収益 | 収入 | 1,505,591千円 |
| 第1項 営業収益 | | 1,499,224千円 |
| 第2項 財務収益 | | 3,163千円 |
| 第4項 事業外収益 | | 3,201千円 |
| 第5項 特別利益 | 支出 | 3千円 |

第2款 電気事業費用

- | | |
|-----------|-------------|
| 第1項 営業費用 | 1,392,603千円 |
| 第2項 財務費用 | 1,269,522千円 |
| 第4項 事業外費用 | 70,879千円 |
| 第5項 特別損失 | 49,199千円 |
| 第6項 予備費 | 3千円 |
| 第6項 予備費 | 3,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | | |
|------------|----|-------------|
| 第3款 資本的収入 | 収入 | 1,600,878千円 |
| 第3項 資本剰余金 | | 875千円 |
| 第4項 固定資産収入 | | 1,600,001千円 |
| 第5項 雑収入 | 支出 | 2千円 |
| 第4款 資本的支出 | | 454,857千円 |
| 第1項 建設費 | | 17,900千円 |
| 第2項 改良費 | | 195,119千円 |
| 第3項 投資資金 | | 1千円 |
| 第4項 償還金 | | 238,737千円 |
| 第6項 補助金返還金 | | 100千円 |

第8項 予備費 3,000千円
(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 430,929千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成23年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総給水量 583,909,080m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | | |
|---------------|----|-------------|
| 第1款 工業用水道事業収益 | 収入 | 7,355,374千円 |
| 第1項 営業収益 | | 7,347,888千円 |
| 第2項 営業外収益 | | 7,481千円 |
| 第4項 事業外収益 | | 2千円 |
| 第5項 特別利益 | 支出 | 3千円 |
| 第2款 工業用水道事業費用 | | 5,974,715千円 |
| 第1項 営業費用 | | 5,175,638千円 |
| 第2項 営業外費用 | | 788,202千円 |
| 第4項 事業外費用 | | 773千円 |

第5項 特別損失 102千円
第6項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,114,184千円は、過年度分損益動定留保資金2,978,876千円及び当年度資本的収支調整額135,308千円で補てんするものとする。）。

収入

第3款 資本的収入 2,862,796千円
第1項 企業債 1,870,000千円
第3項 長期借入金 306,719千円
第4項 資本剰余金 528,828千円
第5項 固定資産収入 1千円
第6項 雑収入 157,248千円

支出

第4款 資本的支出 5,976,980千円
第1項 建設費 206,488千円
第2項 改良費 3,162,450千円
第3項 投資 1千円
第4項 償還 2,598,041千円
第7項 予備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約（前装設備工事）	平成23年度から平成24年度まで	100,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

千円	千円	千円
周南工業用水道改良資金 580,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内としたし、利率見直し、方式で借り入れる資金の利率の見直しを行うに直後において直後の利率による。
富田夜市川工業用水道改良資金 70,000		30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。特別のものについては、借入先と協議して定める条件による。
厚東川工業用水道改良資金 690,000		
厚狭川工業用水道改良資金 420,000		
木屋川工業用水道改良資金 110,000		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び事業外費用の相互流用（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 749,965千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

(ヤク) 平成二十三年三月三十一日現在

平成二十三年三月三十一日現在

平成二十三年三月三十一日

三〇〇〇保庫 一〇〇〇保庫

平成22年度山口県一般会計補正予算(第5号)

平成22年度山口県の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20,134,818千円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ718,510,573千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

科 目	款	項	補正額	補正前の額	計				
1 県 税		1 県 民 税	10,112,813	133,845,771	143,958,584	1 地方法人特別 譲与税	1,809,000	14,335,000	16,144,000
		2 事 業 税	2,031,957	48,291,974	50,323,931	2 地方揮発油譲 与税	190,000	3,103,000	3,293,000
		3 地方消費税	3,713,620	16,695,536	20,409,156	3 石油ガソリン 税	△8,000	211,000	203,000
		4 不動産取得税	3,856,000	28,632,000	32,488,000	4 地方道路譲与 税	7	0	7
		5 県たばこ税	△270,479	2,453,357	2,182,878	5 航空機燃料譲 与税	△1,000	13,000	12,000
		6 コルツ場利用 税	127,000	2,460,000	2,587,000	1 地方特別交付 金	88,221	1,662,000	1,750,221
		7 自動車取得税	△37,000	681,000	644,000	1 地方交付税	4,665,107	167,100,000	171,765,107
		8 軽油引取税	△299,000	2,547,000	2,248,000	1 交通安全対策 特別交付金	4,665,107	167,100,000	171,765,107
		9 自動車税	1,074,958	12,985,155	14,060,113	1 交通安全対策 特別交付金	△19,000	532,000	513,000
		16 狩 猟 税	△104,243	18,862,749	18,758,506	1 交通安全対策 特別交付金	△19,000	532,000	513,000
		17 産業廃棄物税	△1,000	35,000	34,000	1 交通安全対策 特別交付金	△19,000	532,000	513,000
		18 旧法による税	20,000	193,000	213,000	1 交通安全対策 特別交付金	△19,000	532,000	513,000
2 地方消費税清算 金		1 地方消費税清 算金	1,445,000	24,334,000	25,779,000	1 交通安全対策 特別交付金	△19,000	532,000	513,000
3 地方譲与税			1,990,007	17,662,000	19,652,007	1 交通安全対策 特別交付金	△19,000	532,000	513,000
						2 基金繰入金	△10,364,334	31,336,686	20,972,352
						1 特別会計繰入金	△1,145,308	8,207,779	7,062,471
						2 基金繰入金	△10,364,334	31,336,686	20,972,352
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,093
						2 財産売却収入	△495,125	1,356,255	861,130
						1 財産運用収入	△46,067	616,160	570,

13繰越金	1繰越金	4,224,585	132,732	4,357,317	1公衆衛生費	△319,954	9,162,419	8,842,465
14諸収入	1繰越金	4,224,585	132,732	4,357,317	4環境衛生費	△442,162	4,132,836	3,690,674
	1貸付金元利収入	△18,253,393	100,987,421	82,734,028	7保健所費	△25,105	2,346,769	2,321,664
	2受託事業収入	△17,069,305	92,355,520	75,286,215	8医薬院費	△4,319,876	10,181,948	5,862,072
	3延滞金、加算金及び過料等	△253,162	683,837	430,675	10病院費	△102,880	2,263,642	2,160,762
	4預金利息	△61,488	362,225	300,737	1労働政費	△1,014,382	9,327,293	8,312,911
	5利子割精算金収入	1,329	1,449	2,778	2職業能力開発費	△506,299	2,601,118	2,094,819
	6雑収入	△38,667	55,778	17,111	3失業対策費	△289,315	1,360,933	1,071,618
15県債	6雑収入	△832,100	7,528,612	6,696,512	4労働委員会費	△216,653	5,235,802	5,019,149
	1県債	△5,178,000	132,013,200	126,835,200	1農業費	△2,115	129,440	127,325
	合計	△5,178,000	132,013,200	126,835,200	2畜産業費	△2,790,535	42,217,247	39,426,712
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3農地業費	△559,779	10,569,922	10,010,143
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4林業費	△49,731	737,517	687,786
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5水産業費	△1,024,429	13,158,831	12,134,402
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6水産業費	△790,882	10,908,316	10,117,434
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1商業費	△365,714	6,842,661	6,476,947
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2工業業費	△18,213,800	84,433,999	66,220,199
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3観光費	△70,776	2,286,800	2,216,024
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4工業用水道費	△18,138,753	81,249,933	63,111,180
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1管理費	△3,327	535,905	532,578
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2道路橋りょう費	△944	361,361	360,417
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費	△5,954,552	98,103,131	92,148,579
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費	29,705	7,772,878	7,802,583
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費	△2,003,601	40,365,270	38,361,669
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費	△2,709,035	19,758,622	17,049,587
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費	△686,079	8,423,304	7,737,225
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費	△358,960	11,883,200	11,524,240
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費	△226,582	9,899,857	9,673,275
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費	△263,874	39,960,565	39,696,691
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費	△201,442	37,007,303	36,805,861
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費	△62,432	2,953,262	2,890,830
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費	△1,331,649	144,673,274	143,341,625
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費	245,409	14,633,198	14,878,607
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	1警察管理費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	2警察活動費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	3河川海岸費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	4港湾費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	5都市計画費			
歳出	合計	△20,134,818	738,645,391	718,510,573	6住宅費			
歳入	合計	△20,134,818	738,645,					

(号 外一17)

報 口 平

平成23年3月31日 木曜日

11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	△1,450,695	3,156,316	1,705,621
	2 土木施設災害復旧費	△4,725,546	10,571,804	5,846,258
	4 学校施設等災害復旧費	△166,850	200,000	33,150
12 公債費	1 公債費	△414,584	104,392,012	103,977,428
	13 諸支出金	△414,584	104,392,012	103,977,428
	1 地方消費税清算金	4,153,800	42,850,000	47,003,800
	2 利子割交付金	3,280,000	27,250,000	30,530,000
	3 配当割交付金	119,000	787,000	906,000
	4 株式等譲渡所得割交付金	168,000	240,000	408,000
	5 地方消費税交付金	48,000	90,000	138,000
	6 二刀一市場利用税交付金	739,000	12,309,000	13,048,000
	8 自動車取得税交付金	△15,000	477,000	462,000
	9 利子割精算金	△185,000	1,694,000	1,509,000
歳出 合計		△200	3,000	2,800
歳出 継続費補正		△20,134,818	738,645,391	718,510,573
第2表 変更			(単位 千円)	

款	項	事業名	補正前		補正後		
			総額	年度割額	総額	年度割額	
8 土木費	3 河川海岸	錦川総合開発事業費	48,793,000	4	2,205,700	4	2,205,700
			4	2,205,700	48,793,000	4	2,205,700
			5	3,587,500	5	3,587,500	
			6	3,000,000	6	3,000,000	
			7	3,000,000	7	3,000,000	
			8	2,006,279	8	2,006,279	
			9	1,230,000	9	1,230,000	
			10	4,745,021	10	4,745,021	
			11	3,900,000	11	3,900,000	
			12	4,334,137	12	4,334,137	
			13	2,900,000	13	2,900,000	
			14	2,600,988	14	2,600,988	
			15	1,500,000	15	1,500,000	
			16	1,298,000	16	1,298,000	
			17	1,992,000	17	1,992,000	
			18	1,377,000	18	1,377,000	
			19	1,474,000	19	1,474,000	
			20	2,250,000	20	2,250,000	
			21	2,400,000	21	2,400,000	

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

				22	1,418,400		22	1,058,098
				23	1,573,975		23	1,934,277
	深川川総合 開発事業費	13,993,000		7	919,000	13,993,000	7	919,000
				8	820,000		8	820,000
				9	800,000		9	800,000
				10	220,000		10	220,000
				11	250,000		11	250,000
				12	250,000		12	250,000
				13	300,000		13	300,000
				14	494,912		14	494,912
				15	198,000		15	198,000
				16	280,382		16	280,382
				17	327,028		17	327,028
				18	225,000		18	225,000
				19	270,000		19	270,000
				20	300,000		20	300,000
				21	290,000		21	290,000
				22	152,700		22	147,429
				23	7,895,978		23	7,901,249

1 追加

款	項	事	項	金額
1 議 会 費	1 議 会 費	事務局運営費		84,000
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	庁舎等維持管理費		150,000
	2 企 画 調 整 費	総合調整費		100,000
		離島辺地等振興対策費		4,800
		情報化推進費		10,841
		美術館運営費		662,389
		萩美術館・浦上記念館運 営費		293,210
		県史編さん費		7,524
6 防 災 費		防災体制整備拡充費		13,025
		消防学校教育費		39,900
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	老人福祉施設整備補助		665,429
	4 児 童 福 祉 費	介護保険対策費		322,000
		児童健全育成対策費		113,150
		児童自立支援施設運営費		8,589
		県立児童福祉施設整備費		110,000
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	設備整備費		3,101
		地域精神保健対策費		52,223
	4 環 境 衛 生 費	大気汚染対策費		46,256
		自然公園整備事業費		10,900
	8 医 薬 費	萩看護学校運営費		13,612
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	単県農山漁村整備事業費		37,526
		水田農業経営確立対策費		351,130

2	畜 産 業 費	農林総合技術センター運 営費	156,349	5	水 産 業 費	管理運営費	7,497
		農業大学校費	10,052			栽培漁業事業費	13,565
		農業試験研究費	40,356			地域水産物供給基盤整備 事業費	50,658
		畜産基盤整備費	29,510			漁港漁場機能高度化事業 費	24,584
3	農 地 費	畜産試験研究費	3,102	2	道 路 橋 り よ う 費	水産資源環境整備事業費	263,595
		団体営農村振興総合整備 事業費	62,609			地域水産物供給基盤整備 事業費	151,114
		県営農村振興総合整備事 業費	133,700			広域水産物供給基盤整備 事業費	572,367
		団体営中山間地域総合整 備事業費	24,169			漁港漁場機能高度化事業 費	9,199
		団体営土地改良費	32,875			漁港海岸保全施設整備事 業費	242,152
		ふるさと農道緊急整備事 業費	122,300			交通安全施設整備事業費	13,795
		土地改良施設多面的機能 増進事業費	65,900			単独交通安全施設整備事 業費	222,166
		県営老朽ため池整備事業 費	297,060			過疎地域市町道代行事業 費	215,248
		団体営農地防災事業費	26,350			単独道路舗装費	31,107
		地すべり対策事業費	73,100			単独道路災害防除費	158,322
4	林 業 費	林産物振興事業費	230,449	3	河 川 海 岸 費	単独路側整備事業費	117,326
		造林事業費	358,057			単独道路改良費	1,521,389
		造林推進事業費	228,441			橋りょう補修費	13,716
		広域基幹林道開設事業費	264,566			単独橋りょう補修費	42,085
		普通林道開設事業費	66,047			河川基本調査費	12,091
		一般治山事業費	687,823			河川再生事業費	61,620
		水源地域緊急整備事業費	268,086			周防高潮対策事業費	505,872
		林地荒廃防止事業費	30,656			河川災害関連事業費	70,891
		林地崩壊防止事業費	23,780			単独河川改修費	265,483
		小規模治山事業費	30,444			自然災害防止事業費	11,589

	河川受託事業費	71,024			区画整理事業等推進費	97,506
	被災鉄道復旧関連対策事業費	193,510			都市計画街路整備事業費	1,264,998
	自然災害防止事業費	11,063			単独都市計画街路整備事業費	359,336
	生活貯水池事業費	82,000			都市公園整備事業費	291,693
	ダム建設実施調査費	11,700			単独都市公園整備事業費	467,194
	堰堤改良事業費	22,000			公営住宅建設費	1,021,565
	堰堤修繕事業費	32,496	9	警 察 費	機動力等整備費	3,000
	災害関連緊急砂防事業費	114,106			交通事故防止施設総合整備事業費	25,974
	地すべり対策事業費	167,404	10	教 育 費	実験実習費	94,503
	災害関連緊急地すべり対策事業費	27,012			校舎改築費	737,878
	災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業費	33,319			大規模改造事業費	764,939
	災害関連地域防災かけ橋架設事業費	19,050			土地購入整備費	14,235
	小規模急傾斜地崩壊対策事業費	3,263			施設整備費	53,194
	砂防災害関連事業費	67,858			図書館運営費	300,000
	単独砂防改良費	51,429			青少年健全育成施設整備費	479,771
	自然災害防止事業費	157,780			博物館運営費	288,500
	砂防受託事業費	6,781			私立高校等施設整備整備費補助	9,968
4	海岸保全施設維持管理費	2,500	//	学 事 費	農林水産施設災害復旧費	31,012
	港湾改修費	260,000			農地災害復旧事業費	665,598
	単独港湾改修費	109,640			林道災害復旧事業費	10,954
	海岸防災事業費	180,100			土木過年補助災害復旧事業費	283,292
	単独海岸事業費	2,000			土木過年単独災害復旧事業費	23,382
	港湾受託事業費	53,000			土木現年補助災害復旧事業費	2,412,166
5	都市計画調査費	8,931			土木現年単独災害復旧事業費	136,305

合	4	学校施設等災害復旧費	災害復旧事業調査設計費	2,654
			都市施設災害復旧事業費 県立学校施設災害復旧事業費	3,573 12,728
計				22,512,721

2 変 更	6	農 林 水 産 業 費	3	農 地 費	事 業 費	項 目	補 正 前	補 正 後
					県管かんがい排水改良事業費		25,620	67,620
					広域営農団地農道整備事業費		173,150	731,640
					基幹農道整備事業費		16,140	284,920
					経営体育成基盤整備事業費		146,500	1,084,860
					県管中山間地域総合整備事業費		56,420	592,540
					県管海岸保全施設整備事業費		84,840	284,840
					舗装補修費		504,000	479,362
8	土 木 費	2	道 路 橋 り よ う 費	事 業 費	項 目	補 正 前	補 正 後	
				道路災害防除費		579,600	1,342,008	
				道路改良費		756,000	5,662,586	
				河川維持管理運営費		80,000	173,699	
				広域河川改修費		107,100	1,320,700	
				河川工作物関連応急対策事業費		69,300	174,715	
				高潮対策事業費		71,820	221,596	
				通帯砂防事業費		81,900	1,219,213	
				急傾斜地崩壊対策事業費		69,420	1,034,732	
				港湾既存施設有効活用促進事業費		62,370	94,000	
4	港 湾 費	4	港 湾 費	事 業 費	項 目	補 正 前	補 正 後	
						62,370	94,000	

合

計

2,884,180

14,769,031

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 緊急対策資金（経営支援特別資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成23年度から	山口県信用保証協会が平成22年度に20,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急対策資金（経営支援特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	
	平成23年度まで		
	平成26年度から	山口県信用保証協会が平成25年度に14,500,000千円を限度として貸付けを行う緊急対策資金（経営支援特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	
	平成26年度まで		
2 緊急景気・雇用対策資金（経営安定資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から	山口県信用保証協会が平成26年度に8,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金の70/100に相当する額	
	平成27年度まで		
	平成28年度から	山口県信用保証協会が平成27年度に8,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金の70/100に相当する額	
	平成28年度まで		
3 緊急景気・雇用対策資金（経営支援特別資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から	山口県信用保証協会が平成25年度に35,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金（経営支援特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	
	平成26年度まで		
	平成27年度から	山口県信用保証協会が平成26年度に29,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金（経営支援特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	
	平成27年度まで		
4 緊急景気・雇用対策資金（緊急雇用対策資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成28年度から	山口県信用保証協会が平成27年度に26,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金（緊急雇用対策資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	
	平成28年度まで		
	平成30年度から	山口県信用保証協会が平成29年度に8,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金（緊急雇用対策資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	
	平成30年度まで		
4 緊急景気・雇用対策資金（緊急雇用対策資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成31年度から	山口県信用保証協会が平成30年度に8,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金（緊急雇用対策資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	
	平成31年度まで		
	平成33年度から	山口県信用保証協会が平成32年度に8,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金（緊急雇用対策資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	
	平成33年度まで		
4 緊急景気・雇用対策資金（緊急雇用対策資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成34年度から	山口県信用保証協会が平成33年度に8,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金（緊急雇用対策資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	
	平成34年度まで		
	平成37年度から	山口県信用保証協会が平成36年度に8,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金（緊急雇用対策資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	
	平成37年度まで		

	平成33年度から 平成35年度まで	山口県信用保証協会が平成17年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金(緊急雇用対策資金)に係る債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額
5	平成27年度から 平成28年度まで 平成29年度から 平成30年度まで 平成31年度から 平成32年度まで	山口県信用保証協会が平成16年度に1,000,000千円を限度として貸付けを行う経営活力再生資金に係る債務保証により受け取る損失の1/3に相当する額 山口県信用保証協会が平成17年度に1,000,000千円を限度として貸付けを行う経営活力再生資金に係る債務保証により受け取る損失の1/3に相当する額 山口県信用保証協会が平成18年度に1,000,000千円を限度として貸付けを行う経営活力再生資金に係る債務保証により受け取る損失の1/3に相当する額
6	平成29年度から 平成33年度まで	山口県信用保証協会が平成20年度に500,000千円を限度として貸付けを行う景気対策資金(経営支援の損失)に係る損失補償
7	平成29年度から 平成31年度まで	山口県信用保証協会が平成18年度に2,000,000千円を限度として貸付けを行う景気対策資金(経営支援の損失)に係る損失補償
8	平成30年度から 平成32年度まで 平成33年度まで	山口県信用保証協会が平成19年度に8,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営の損失)に係る損失補償
9	平成31年度から 平成33年度まで 平成32年度から 平成34年度まで	山口県信用保証協会が平成20年度に10,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営の損失)に係る損失補償 山口県信用保証協会が平成19年度に16,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営の損失)に係る損失補償 山口県信用保証協会が平成21年度に4,500,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営の損失)に係る損失補償
10	平成31年度から 平成33年度まで	山口県信用保証協会が平成20年度に2,000,000千円を限度として貸付けを行う緊急景気・雇用対策資金(緊急雇用対策資金)に係る損失の70/100に相当する額
11	平成29年度から 平成31年度まで 平成33年度から	山口県信用保証協会が平成18年度に1,000,000千円を限度として貸付けを行う創業・新事業展開支援資金(ベンチャー企業成長支援資金)に係る債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額 山口県信用保証協会が平成20年度に1,000,000千円を限度として貸付けを行う創業・新事業展開支援資金(ベンチャー企業成長支援資金)に係る債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額

業成長支援資金)に係る債務保証に 対する損失補償	平成33年度まで	金(ベンチャー企業成長支援資金)に係る損失の70/100に相当する額
業成長支援資金)に係る債務保証に 対する損失補償	平成32年度から 平成34年度まで	山口県信用保証協会が平成22年度に500,000千円を限度として貸付けを行う創業・新事業展開支援資金(ベンチャー企業成長支援資金)に係る債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額

2 変 更

事 項	補 正		補 正	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 経営活力再生資金に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成22年度から 平成32年度まで	山口県信用保証協会が平成22年度に500,000千円を限度として貸付けを行う経営活力再生資金に係る損失の1/3に相当する額	平成22年度から 平成35年度まで	山口県信用保証協会が平成22年度に500,000千円を限度として貸付けを行う経営活力再生資金に係る損失の1/3に相当する額
2 経営安定支援資金(経営安定支援資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成22年度から 平成32年度まで	山口県信用保証協会が平成22年度に35,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営の損失)に係る損失の70/100に相当する額	平成22年度から 平成35年度まで	山口県信用保証協会が平成22年度に35,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営の損失)に係る損失の70/100に相当する額
3 創業・新事業展開支援資金(ベンチャー企業成長支援資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成22年度から 平成32年度まで	山口県信用保証協会が平成22年度に500,000千円を限度として貸付けを行う創業・新事業展開支援資金(ベンチャー企業成長支援資金)に係る損失の70/100に相当する額	平成22年度から 平成35年度まで	山口県信用保証協会が平成22年度に300,000千円を限度として貸付けを行う創業・新事業展開支援資金(ベンチャー企業成長支援資金)に係る損失の70/100に相当する額

第5表 地方債補正 追 加 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
保安林保育事業	700	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし方式	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のもの

畜産基盤整備事業	24,700			
土木現年直轄災害復旧事業 負担金 減収補てん債	9,600 217,000			で借り入れる見 利率のついた 後、後において は、当該見直 後の利率によ る。
計	292,000			

2 変更

起債の目的	補		正		補		正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
総合調整事業 退職手当給付事業(総務)	140,000	証書借付 人券発行	年8.0% 以内	元利均等 返済は 半年賦 均等半 年以内	200,000	証書借付 人券発行	年8.0% 以内	元利均等 返済は 半年賦 均等半 年以内	
老人福祉施設整備事業	323,000		借り入れ 方式で 見直し た後、 当該に おいて は、直 利率に よる。	特別の 協定 は、先 と条件 による。	373,000		借り入れ 方式で 見直し た後、 当該に おいて は、直 利率に よる。	特別の 協定 は、先 と条件 による。	
児童児童福祉施設整備事業	45,000				39,100				
災害援護資金貸付金 事業	106,000				17,900				
職業能力開発校整備事 業	6,000				7,500				
県営かんがい排水改良 事業	38,700				46,200				
広域営農団地農道整備 事業	911,500				966,400				
基幹農道整備事業	197,000				282,500				
経営体育成基盤整備事 業	582,000				652,400				
県営中山間地域総合整 備事業	399,800				522,300				
県営農村振興総合整備 事業	57,000				121,000				
ふるさと農道緊急整備 事業	82,000				199,000				
県営老朽ため池整備事 業	280,000				273,200				
地すべり対策事業(農 林)	506,000				150,700				
県営海岸保全施設整備 事業	263,000				277,400				

治水防除事業	31,000				15,500			
広域基幹林道開設事業	280,000				274,400			
ふるさと林道緊急整備 事業	68,000				68,600			
一般治山事業	687,000				664,000			
水源地域緊急整備事業	448,000				497,400			
保安林改良事業	148,500				122,300			
保全林整備事業	16,000				11,800			
林地荒廃防止事業	30,000				42,200			
小規模治山事業	45,000				58,400			
地域水産物供給基盤整 備事業(魚港)	10,000				0			
広域水産物供給基盤整 備事業(魚港)	284,000				268,100			
漁港海岸保全施設整備 事業	144,000				109,800			
地域水産物供給基盤整 備事業(魚場)	129,000				104,300			
水産資源環境整備事業	134,000				142,500			
舗装補修事業	585,000				459,400			
道路災害防除事業	1,366,000				1,222,600			
雪害対策事業	4,000				8,000			
単独道路舗装事業	497,000				500,000			
単独路側整備事業	310,000				310,700			
道路改良事業	7,372,000				7,734,400			
過疎地域市町道代行事 業	230,000				261,700			
単独道路改良事業	3,447,000				3,720,700			
道路直轄事業負担金 (道路管理者分)	8,677,000				7,373,600			
	380,000				386,000			

単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	391,000	254,000	単独砂防改良事業	36,000	36,100
広域河川改修事業	1,950,000	1,795,600	自然災害防止事業(砂防)	438,000	427,700
河川再生事業	58,000	68,200	砂防直轄事業負担金	333,000	225,000
周防高潮対策事業	681,000	619,300	港湾改修事業	298,000	303,000
河川工作物関連応急対策事業	175,000	208,600	港湾既存施設有効活用促進事業	68,000	91,500
河川災害関連事業	529,000	93,200	港湾環境整備事業	96,000	97,000
被災鉄道復旧関連対策事業	266,000	280,000	港湾直轄事業負担金	1,387,000	1,215,500
河川直轄事業負担金	171,000	170,800	単独港湾改修事業	880,000	942,100
錦川総合開発事業	713,000	536,600	海岸防災事業	795,000	779,300
深川川総合開発事業	65,000	63,900	空港建設事業	119,000	133,600
小規模生活タム事業	222,000	236,700	都市計画街路整備事業	1,941,000	1,856,400
堰堤改良事業	27,000	15,300	単独都市計画街路整備事業	856,000	840,600
河川総合開発直轄事業負担金	56,000	91,300	都市公園整備事業	1,718,000	1,909,400
堰堤修繕事業	130,000	110,200	単独都市公園整備事業	235,000	233,800
高潮対策事業	210,000	201,000	公営住宅建設事業	1,745,900	1,531,100
侵食対策事業	19,000	22,500	柳井警察署建設事業	93,000	86,000
自然災害防止事業(海岸)	28,000	28,200	駐在所等改築事業	111,000	154,300
通常砂防事業	1,233,000	1,347,300	警察施設耐震化緊急整備事業	499,000	460,100
災害関連緊急砂防事業	101,000	73,900	交通事故防止施設総合整備事業	315,000	451,000
地すべり対策事業(建設)	165,000	165,200	退職手当給付事業(警察)	1,869,000	1,754,000
災害関連緊急地すべり対策事業	77,000	29,000	校舍改築事業	898,000	1,118,200
急傾斜地崩壊対策事業	932,000	811,800	大規模改築事業	1,941,000	1,454,900
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	139,000	22,400	土地整備事業	146,000	144,100
砂防災害関連事業	110,000	79,500	青少年健全育成施設整備事業	152,000	171,000

退職手当給付事業(教育)	2,517,000		2,699,000		
特別支援学校施設整備事業	573,000		327,100		
土木過年補助災害復旧事業	231,000		172,900		
土木過年単独災害復旧事業	134,000		114,400		
土木過年直轄災害復旧事業負担金	2,000		700		
土木現年補助災害復旧事業	3,107,000		1,664,300		
土木現年単独災害復旧事業	254,000		192,900		
都市施設災害復旧事業	4,000		3,500		
補助港湾災害復旧事業	123,000		0		
県立学校施設災害復旧事業	714,000		8,800		
農地災害復旧事業	6,000		0		
治山施設災害復旧事業	2,000		0		
県有施設災害復旧事業	100,000		0		
臨時財政対策債	65,900,000		65,272,600		
計	130,523,400		125,093,400		

平成22年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

平成22年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,050千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
歳入	款	項	補正額	補正前の額	計

1 繰入金	1 他会計繰入金	△50	350	300
2 繰越金	1 繰越金	174,559	100,000	274,559
3 諸収入	1 貸付金元利収入	△179,559	273,932	94,373
歳入	合計	△5,050	374,282	369,232
歳入	合計	△5,050	374,282	369,232
1 母子寡婦福祉資金	1 母子寡婦福祉資金	△5,050	374,282	369,232
歳出	合計	△5,050	374,282	369,232

平成22年度農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

平成22年度山口県の農業改良資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ946千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

2 繰入金	1 他会計繰入金	△3,832	11,521	7,689
3 繰越金	1 繰越金	44,266	173,651	217,917
4 諸収入	1 貸付金元利収入	△34,880	59,095	24,215
歳入	合計	△34,805	58,939	24,134

5 県 債	2 雑 入	△75	156	81
歳 入 出	1 県 債	△6,500	19,500	13,000
歳 入 出	合 計	△6,500	19,500	13,000
歳 入 出	△946	263,767	262,821	
款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 農業改良資金	1 農業改良資金	△946	263,767	262,821
歳 出	合 計	△946	263,767	262,821
第2表 地方債補正				
変				(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
就 農 支 援 資 金	19,500	政府予無利息による。	13,000	政府予無利息による。

平成22年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

平成22年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ355,775千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,241,987千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補 正 額	補正前の額	計
2 繰 入 金	1 他会計繰入金	△17,078	33,978	16,900
3 繰 越 金	1 繰 越 金	883,911	1,014,744	1,898,655
4 諸 収 入	1 繰 越 金	△1,222,608	2,549,040	1,326,432

1 貸付金元利収 入	△1,223,342	2,549,040	1,325,698	
2 雑 入	734	0	734	
歳 入 出	△355,775	3,597,762	3,241,987	
款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	△355,775	3,597,762	3,241,987
歳 出	2 中小企業高度化資金	△1,211,280	1,971,418	760,138
合 計		△355,775	3,597,762	3,241,987

平成22年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

平成22年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ139,711千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ425,833千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補 正 額	補正前の額	計
2 使用料及び手数料	1 使 用 料	△8,160	84,548	76,388
4 財 産 収 入	1 財産運用収入	△136,771	164,024	27,253
5 繰 入 金	2 財産売却収入	△208	4,677	4,469
6 繰 越 金	1 他会計繰入金	△6,686	159,347	222,487
7 諸 収 入	1 繰 越 金	10,431	229,173	222,487
		1,475	56,715	10,432
				58,190

(17-外 号)

歳入	歳出	延滞金	雑入	雑計	補正額	補正前の額	計
1 延滞金		△1				1	0
3 雑入		1,476				56,714	58,190
歳入合計		△139,711				565,544	425,833
歳出							
1 下関漁港地方卸売市場費		△139,711				565,544	425,833
2 市場管理費		△3,148				406,197	403,049
3 水産加工団地整備費		△136,563				159,347	22,784
歳出合計		△139,711				565,544	425,833
平成22年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)							
平成22年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。							
(歳入歳出予算の補正)							
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,788千円とする。							
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。							
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)							
歳入	歳出	項	補正額	補正前の額	計	計	計
3 繰越金		繰越金	90,236	90,762	180,998		
		1 繰越金	90,236	90,762	180,998		
4 諸収入		1 貸付金元利収入	△17,768	34,144	16,376		
		2 雑入	△17,551	33,858	16,307		
		2 雑入	△217	286	69		
歳入合計		合計	72,468	125,320	197,788		
歳出		項	補正額	補正前の額	計		
1 林業・木材産業改善資金		1 林業・木材産業改善資金	72,468	125,320	197,788		

平成23年3月31日 木曜日

歳入	歳出	合計	補正額	補正前の額	計
			72,468	125,320	197,788
平成22年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)					
平成22年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算の補正)					
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ801千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,438千円とする。					
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。					
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)					

歳入	歳出	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金		1 他会計繰入金	△801	1,239	438
歳入合計		合計	△801	101,239	100,438
歳出		項 <th>補正額</th> <th>補正前の額</th> <th>計</th>	補正額	補正前の額	計
1 沿岸漁業改善資金		1 沿岸漁業改善資金	△801	101,239	100,438
歳出合計		合計	△801	101,239	100,438
平成22年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)					
平成22年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算の補正)					
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ417,193千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,490,957千円とする。					
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。					
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)					
歳入	歳出	項 <th>補正額</th> <th>補正前の額</th> <th>計</th>	補正額	補正前の額	計

1 事業収入	△555,696	4,906,511	4,350,815
2 繰入金	△555,696	4,906,511	4,350,815
3 繰越金	△50	1,638	1,588
1 他会計繰入金	△50	1,638	1,588
1 繰越金	138,553	1	138,554
1 繰越金	138,553	1	138,554
繰入金	△417,193	4,908,150	4,490,957
繰入金	△417,193	4,908,150	4,490,957
款	項	補正額	補正前の額
1 当せん金付証券	△417,193	4,908,150	4,490,957
1 発売事業費	△50	1,638	1,588
1 発売諸費	△417,143	4,906,512	4,489,369
2 繰越金	△417,193	4,908,150	4,490,957
繰越金	△417,193	4,908,150	4,490,957

平成22年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

平成22年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ461,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,042,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位 千円)

1 歳入歳出予算補正	歳入	補正額	補正前の額	計
歳入	112,015	5,581,137	5,693,152	
款	項	補正額	補正前の額	計
1 証紙収入	112,015	5,581,137	5,693,152	
2 繰越金	349,624	1	349,625	
1 繰越金	349,624	1	349,625	
繰越金	349,624	1	349,625	
繰越金	349,624	1	349,625	
合計	461,639	5,581,138	6,042,777	
合計	461,639	5,581,138	6,042,777	
合計	461,639	5,581,138	6,042,777	

1 繰出金	461,639	5,581,138	6,042,777
繰出金	461,639	5,581,138	6,042,777
合計	461,639	5,581,138	6,042,777

平成22年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,946千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ964千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位 千円)

1 土地取得事業費	△1,946	2,910	964
1 財産収入	△1,946	2,910	964
1 財産運用収入	△1,946	2,910	964
歳入	△1,946	2,910	964
歳入	△1,946	2,910	964
款	項	補正額	補正前の額
1 土地取得事業費	△1,946	2,910	964
1 土地取得基金	△1,946	2,910	964
管理費	△1,946	2,910	964
合計	△1,946	2,910	964

平成22年度流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ25,624千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,187,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金	8,807	875,856	884,663
2 国庫支出金	2 国庫補助金	△2,700	37,000	34,300
3 繰入金	1 他会計繰入金	△2,570	102,729	100,159
4 諸収入	1 雑収入	19	605	624
5 県債	1 県債	△29,200	197,000	167,800
8 使用料及び手数料	1 使用料	20	0	20
	合計	△25,624	1,213,190	1,187,566

歳入

歳出

1 流域下水道事業費

歳出

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	項	金額
/	流域下水道事業費	/	流域下水道施設維持管理費	21,528
	合計			1,187,566

第3表 地方債補正

(単位 千円)

変更

起債の目的	補正前		補正後	
	補正限度額	起債の方法 利率	補正限度額	起債の方法 利率
流域下水道事業	197,000	元利均等償還方式 年8.0%以内 借入資金に ついで見 直した後 において 当該利率に よる。	167,800	元利均等償還方式 年8.0%以内 借入資金に ついで見 直した後 において 当該利率に よる。

平成22年度公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成22年度山口県の公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300,752千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,27,211,447千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 繰入金	1 他会計繰入金	△545,548	103,801,695	103,256,147
2 県債	1 県債	846,300	23,109,000	23,955,300
	合計	300,752	126,910,695	127,211,447

1 公債費	300,752	126,910,695	127,211,447
歳出合計	300,752	126,910,695	127,211,447
第2表 地方債補正 変更			(単位 千円)

起債の目的	補正		補正	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
借換債	23,109,000	証書借付法 人又は証券発行	23,955,300	証書借付法 人又は証券発行
		年8.0%以内 ただし借入資金に ついで見入利率を 調整する。	年8.0%以内 ただし借入資金に ついで見入利率を 調整する。	元利均等償還法 は元金均等償還法 の先と条件 は元金均等償還法 の先と条件 は元金均等償還法 の先と条件

平成22年度港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ18,162千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,956,902千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料	1 使用料	△42,911	1,436,234	1,393,323
2 寄付金	1 寄付金	3,968	699,377	703,345
3 繰越金	1 繰越金	28,755	699,377	703,345
4 雑収入	1 雑収入	28,755	1	28,756
5 県債	1 県債	△20,500	1,785,500	1,765,000
歳入	合計	△18,162	3,975,064	3,956,902
歳出	合計	△18,162	3,975,064	3,956,902
歳入歳出	合計			
款	項	補正額	補正前の額	計
1 港湾整備事業費	1 港湾費	△18,162	3,975,064	3,956,902
歳出	合計	△18,162	3,975,064	3,956,902
第2表 繰越明許費				(単位 千円)

款	項	事	金額
/ 港湾整備事業費	/ 港湾費	港湾整備費	179,000

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補正		補正	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
港湾整備事業	1,785,500	証書借付法 人又は証券発行	1,765,000	証書借付法 人又は証券発行
		年8.0%以内 ただし借入資金に ついで見入利率を 調整する。	年8.0%以内 ただし借入資金に ついで見入利率を 調整する。	元利均等償還法 は元金均等償還法 の先と条件 は元金均等償還法 の先と条件 は元金均等償還法 の先と条件

		行った後定める条件 において当該 は、直し後に 見直し率に よる。		行った後定める条件 において当該 は、直し後に 見直し率に よる。
--	--	---	--	---

平成22年度電気事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成22年度山口県の電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「182,459,000KWH」を「152,637,000KWH」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	電気事業収益	△49,032千円	1,570,875千円	1,521,843千円
第1項	営業収益	△49,898千円	1,564,691千円	1,514,793千円
第2項	財務収益	189千円	4,263千円	4,452千円
第4項	事業外収益	677千円	1,918千円	2,595千円
	支 出			
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	電気事業費用	△10,942千円	1,424,236千円	1,413,294千円
第1項	営業費用	△15,231千円	1,288,781千円	1,273,550千円
第4項	事業外費用	4,289千円	50,460千円	54,749千円
	（資本的収入及び支出）			

第4条 予算第4条中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額920,574千円は、当年度分損益勘定留保資金2,915千円、過年度分損益勘定留保資金915,181千円及び当年度資本的収支調整額²,478千円で補てんするものとする。）」を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額902,791千円は、過年度分損益勘定留保資金779,083千円、減価積立金120,954千円及び当年度資本的収支調整額²,754千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額	既決予定額	計
△10,942千円	1,424,236千円	1,413,294千円
△15,231千円	1,288,781千円	1,273,550千円
4,289千円	50,460千円	54,749千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	243千円	1,000,929千円	1,001,172千円
第3項	資本剰余金	243千円	926千円	1,169千円
	支 出			
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款	資本的支出	△17,540千円	1,921,503千円	1,903,963千円
第1項	建設費	△1,421千円	7,858千円	6,437千円
第2項	改良費	△16,119千円	72,732千円	56,613千円
	（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）			

第5条 予算第7条中「職員給与費423,790千円」を「職員給与費424,833千円」に改める。

平成22年度工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成22年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「581,817,300m³」を「581,950,270m³」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	工業用水道事業収益	32,822千円	7,320,900千円	7,353,722千円
第1項	営業収益	27,342千円	7,311,122千円	7,338,464千円
第2項	営業外収益	5,396千円	9,773千円	15,169千円
第5項	特別利益	84千円	3千円	87千円
	支 出			
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	工業用水道事業費用	29,744千円	6,061,583千円	6,091,327千円
第1項	営業費用	△52,014千円	5,111,826千円	5,059,812千円
第2項	営業外費用	6,760千円	939,481千円	946,241千円
第5項	特別損失	74,998千円	102千円	75,100千円
	（資本的収入及び支出）			

補正予定額	既決予定額	計
△10,942千円	1,424,236千円	1,413,294千円
△15,231千円	1,288,781千円	1,273,550千円
4,289千円	50,460千円	54,749千円

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,790,794千円は、当年度分損益勘定留保資金40,921千円、過年度分損益勘定留保資金2,662,876千円及び当年度資本的収支調整額6,997千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,322,006千円は、過年度分損益勘定留保資金1,159,275千円、減債積立金2,103,575千円及び当年度資本的収支調整額9,156千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計	
			収入	支出
第3款 資本的収入	245,150千円	2,139,947千円	2,385,097千円	
第1項 企業借入金	344,500千円	1,144,000千円	1,488,500千円	
第3項 長期借入金	△944千円	361,361千円	360,417千円	
第4項 資本剰余金	△69,759千円	559,184千円	489,425千円	
第5項 固定資産収入	153千円	1千円	154千円	
第6項 雑収入	△28,800千円	75,401千円	46,601千円	
計			46,601千円	
科 目	補正予定額	既決予定額	計	
第4款 資本的支出	776,362千円	4,930,741千円	5,707,103千円	
第1項 建設費	△2,325千円	208,300千円	205,975千円	
第2項 改良費	△684,668千円	1,844,408千円	1,159,740千円	
第4項 償還金	1,463,269千円	2,868,032千円	4,331,301千円	
第5項 補助金返還金	86千円	0千円	86千円	

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正		補 後	
	限度額 千円	起債の方法 利率 償還の方法	限度額 千円	起債の方法 利率 償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	49,000	年8.0%以内 ただし、 借入利率は、 償還する 30年以内 に毎年元 金均等に 償還する	20,000	年8.0%以内 ただし、 借入利率は、 償還する 30年以内 に毎年元 金均等に 償還する
周南工業用水道改良資金	363,000	年8.0%以内 ただし、 借入利率は、 償還する 30年以内 に毎年元 金均等に 償還する	130,000	年8.0%以内 ただし、 借入利率は、 償還する 30年以内 に毎年元 金均等に 償還する
佐波川工業用水道改良資金	86,000	年8.0%以内 ただし、 借入利率は、 償還する 30年以内 に毎年元 金均等に 償還する	60,000	年8.0%以内 ただし、 借入利率は、 償還する 30年以内 に毎年元 金均等に 償還する
厚東川工業用水道改良資金	406,000	年8.0%以内 ただし、 借入利率は、 償還する 30年以内 に毎年元 金均等に 償還する	270,000	年8.0%以内 ただし、 借入利率は、 償還する 30年以内 に毎年元 金均等に 償還する

工業用水道事業借換債	241,000	は、当該の借入先と協定の利率に議める条件による。	は、当該の借入先と協定の利率に議める条件による。
木屋川工業用水道改良資金	241,000	は、当該の借入先と協定の利率に議める条件による。	は、当該の借入先と協定の利率に議める条件による。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費735,331千円」を「職員給与費731,571千円」に改める。

平成22年度総合医療センター事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成22年度山口県の総合医療センター事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成22年度総合医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「入院162,060人」を「入院155,788人」に、「外来220,158人」を「外来224,250人」に、同条第3号中「入院444人」を「入院427人」に、「外来906人」を「外来923人」に、同条第4号中「病院施設整備事業141,748千円」を「病院施設整備事業82,958千円」に、「医療器械器具及び備品購入526,399千円」を「医療器械器具及び備品購入467,155千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 病院事業収益	864,636千円	11,306,339千円	12,170,975千円
第1項 医業収益	870,907千円	9,961,008千円	10,831,915千円
第2項 医業外収益	△6,271千円	1,345,231千円	1,338,960千円

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 病院事業費用	912,521千円	11,256,201千円	12,168,722千円
第1項 医業費用	899,673千円	11,011,296千円	11,910,969千円
第2項 医業外費用	12,848千円	243,305千円	256,153千円

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額671,072千円は、過年度分損益勘定留保資金670,269千円及び当年度資本的収支調整額803千円で補

てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額656,110千円は、過年度分損益勘定留保資金655,331千円及び当年度資本的収支調整額779千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収入		計
	補正予定額	既決予定額	
第3款 資本的収入	△103,072千円	1,084,273千円	981,201千円
第1項 企業債	△103,000千円	581,000千円	478,000千円
第4項 負担金	△72千円	463,080千円	463,008千円
科 目	支 出	既決予定額	計
第3款 資本的支出	△118,034千円	1,755,345千円	1,637,311千円
第1項 建設改良費	△118,034千円	668,147千円	550,113千円
(企業債)			
第5条 予算第5条第1号中「限度額116,000千円」を「限度額73,000千円」に、同条第2号中「限度額465,000千円」を「限度額405,000千円」に改める。 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第6条 予算第7条中「職員給与費5,737,184千円」を「職員給与費6,094,135千円」に改める。 (たな卸資産購入限度額)			
第7条 予算第8条中「2,882,286千円」を「3,308,567千円」に改める。 平成22年度こころの医療センター事業会計補正予算(第2号)			
(総則)			
第1条 平成22年度山口県のごころの医療センター事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)			
第2条 平成22年度こころの医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「入院63,510人」を「入院60,550人」に、「外来28,072人」を「外来27,814人」に、同条第3号中「入院174人」を「入院166人」に、「外来116人」を「外来115人」に改める。 (収益的収入及び支出)			
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。	収入		

科 目	支出		計
	補正予定額	既決予定額	
第1款 病院事業収益	△2,548千円	1,712,427千円	1,709,879千円
第1項 業 業 収益	△1,915千円	1,310,943千円	1,309,028千円
第2項 業 外 収益	△633千円	401,484千円	400,851千円
科 目	支 出	既決予定額	計
第1款 病院事業費用	△22,131千円	1,819,952千円	1,797,821千円
第1項 業 業 費用	△22,755千円	1,732,918千円	1,710,163千円
第2項 業 外 費用	724千円	86,434千円	87,158千円
第3項 特別損失	△100千円	100千円	0千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,548千円は、過年度分損益勘定留保資金29,532千円及び当年度資本的収支調整額16千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額33,740千円は、過年度分損益勘定留保資金33,294千円及び当年度資本的収支調整額446千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			

科 目	収入		計
	補正予定額	既決予定額	
第3款 資本的収入	△3,376千円	39,699千円	36,323千円
第1項 企業債	△4,000千円	8,000千円	4,000千円
第4項 負担金	624千円	31,699千円	32,323千円
科 目	支 出	既決予定額	計
第3款 資本的支出	816千円	69,247千円	70,063千円
第1項 建設改良費	816千円	8,895千円	9,711千円
(企業債)			
第5条 予算第5条第1号中「限度額8,000千円」を「限度額4,000千円」に改める。 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第6条 予算第7条中「職員給与費1,209,198千円」を「職員給与費1,189,550千円」に改める。 (たな卸資産購入限度額)			
第7条 予算第8条中「148,264千円」を「144,938千円」に改める。			